

「長崎市定住促進空き家活用補助金」

長崎市では、空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、次の支援を行います。



(1) 移住支援空き家リフォーム補助

| | |
|-----------------------------------|---|
| 申請できる方 (補助対象者) | ●空き家を購入・賃借し市外から市内に転入する方(転入して1年以内の方) ●空き家を所有する(法人等を除く)方で、空き家・空き地情報バンクに登録済の方 |
| 補助対象 (補助対象空 き家及び補助 対象工事) | ●電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している空き家の改修工事 ●改修工事は、市内に本社がある法人又は市内に住所がある個人の施工業者が施工するもの ●対象となる改修工事費(税抜)の合計が20万円以上 ●令和5年2月28日までに工事を完了し、工事代金の支払が終わること ※ <u>外構、器具設置等や補助金の交付決定前に着手した工事など、上記を満たしても対象とならない工事もあります。</u> |
| 補助金額 | ●補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。 ●補助金は50万円を限度とする。 |

(2) 空き家家財処分費補助

| | |
|-----------------------------------|--|
| 申請できる方 (補助対象者) | ●空き家を所有する方(法人等を除く)で、空き家・空き地情報バンクに登録済の方 |
| 補助対象 (補助対象空 き家及び補助 対象事業) | ●電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している空き家 ●家財処分費用(空き家内に収容している家具、衣類、食器、家電等の一般廃棄物処理費用等) ●市内に本社がある一般廃棄物収集運搬事業者又は自ら家財処分される方 ●令和5年2月28日までに事業を完了し、事業代金の支払が終わること ※ <u>家電リサイクル費用や補助金の交付決定前に着手した事業など、上記を満たしても対象とならない事業もあります。</u> ※ 対象空き家を今年度中は継続して、空き家・空き地情報バンクに登録することが条件です。 ※ 事業完了後に別途、(1)のバンクに登録済みの空き家を所有する方は、移住支援空き家リフォーム補助の申請もできます。 |
| 補助金額 | ●補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。 ●補助金は10万円を限度とする。 |

その他の要件

| | |
|-----------------|---|
| 申請書提出 期限・その他 | 受付期間:令和4年12月28日(水)まで ※ただし、 <u>予算が無くなり次第終了</u> となります。 |
|-----------------|---|

申請書の提出や補助内容のお問合せは、下記へお電話ください。

長崎市住宅政策室(桜町第2別館2階) TEL 095-829-1189 (直通)